

一般社団法人 群馬県作業療法士会
謝金（日当）に関する規程

（目的）

第1条 この規定は、一般社団法人群馬県作業療法士会（以下「当法人」という）が支払う会議出席謝金及び研修会等運営謝金（以下「日当」）について必要な事項を定めることを目的とする。

（日当対象者）

第2条 当法人の役員及び正会員の者を、この規定による謝金対象者とする。

（日当の対象となる会議）

第3条 日当の対象となる会議は、当法人が開催する会議で、理事会及び理事が当法人の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議とする。

2 他団体主催で、主催団体の取り決めにより日当（謝金）が支払われる場合は、対象の会議としない。

3 他団体主催の場合は、主催団体依頼公文書により理事会で審議し判断する。

（日当の対象となる研修会等）

第4条 日当の対象となる研修会等は、当法人が主催する研修会とする

2 他団体主催で、主催団体の取り決めにより日当（謝金）が支払われる場合は、対象の研修会としない。

3 他団体主催の場合は、主催団体依頼公文書ないし担当部局の議案により理事会で審議する。

（日当の支払い）

第5条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める日当対象者及び第4条に定める研修会運営、参加を行った第2条に定める日当対象者に、対価として日当を支払うことができる。

（会議出席謝金及び研修会運営謝金の金額）

第6条 日当は、別表一の範囲で支給する

2 同一日の複数事業は時間を合算して日当を支給する。

3 代表理事又は財務担当理事は、必要に応じて、前項の日当の金額を減額することができる。

4 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の日当の金額を増額することができる。

(支払い方法)

第7条 当該年度事業の支給対象事業について、翌年度4月10日までに請求されたものについて、5月末までに指定の口座に振り込む。

2 事業の締め等の理由により、振り込みが必要な場合は、事業責任者（担当理事・学会長・委員長等）は年度途中での振り込みを希望することができる。

(改正)

第8条 この規定の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第9条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

1 この規定は、令和5年3月22日より適用する

別表1

科 目	区 分 (時間)	支給金額 (手取額)
会議日当	2時間未満	¥600
	2時間以上4時間未満	¥800
	4時間以上	¥1,000